

弁理士と広報—ブランドの視点からの観察

—ブランドシリーズ(4)—



会員 照嶋 美智子

先日、弁理士会から「弁理士と広報」についてのセミナーを開催するとの通知があった。その内容に興味はあったのだが、出席の都合もつかぬまま、パスしてしまった。従って、そこでの展開については何も知らないのであるが、元特許庁長官の荒井寿光氏のシンポジウム基調講演「知財立国時代と弁理士への期待」が日本弁理士会からインターネット配信されたので、それは拝聴した。特に「弁理士への期待」については、簡潔かつ率直に重要なポイントを指摘されているのが印象的であった。それは、私がこれから書こうとしていることとも関連しているが、その観点が少し異なる。私は「弁理士と広報」のテーマを目にした瞬間、このところ自分が追いかけてきた「ブランド」問題をわが職業に照らして考察したらどうなるかと考えた。それは「ブランド」への過剰反応かもしれないが、私の場合、未だ片足は弁理士業に接触しているものの、第一線はセミリタイアした身ゆえの気楽さや距離感から、一般人としての視点をも交えた特殊な観察という点で多少なりとご参考になれば幸いと筆をとったしだいである。

私が最初に出会った弁理士は、半世紀近くも前になるが、大学（英文科）在学中に偶々出かけたアルバイト先の会社（中小企業）へ、その製品の特許や実用新案の手続きのために時々訪れてくる年配の男性だった。その会社は創業者の発明になるある設備装置の特許を取得し、その製造販売を業としていた。創業者の知人というその弁理士は創業者と二人三脚でその特許権の取得に努力したのだと思う。仕事が好きという姿勢が未熟な私にも気持ちよく伝わって来た。当時の私は「弁理士」と言う職種をほんの少し知っていたが、その仕事をする人に出会ったのはそれが初めてだった。しかし、面白そうな仕事とは思ったが、さほど強い印象も受けず、その後はずっと忘れていた。世間一般の認識はその程度だったのであろう。でも、今考えると、この国の技術立国への動きは、すでに当時から、中小企

業レベルでも芽生え始めていたのだ。そして、そのような場で弁理士は黙々と働いていた。

それから約10年後、私は就職先の保守的で働きにくい日本の会社から逃げ出し、アメリカ系企業を経て、ある国際法律事務所に勤務しながら、英米法や国際法に重点をおいて法律を勉強する身となった。その過程で、国際的な法律制度としての工業所有権法（以下「知財権法」又は「知財」という）に出会い、結局、その実務を行う弁理士になった。しかし、その当時までに、実務の経験（ほとんど外国又はその日本における子会社がクライアントのもの）は多少あったけれど、国内の弁理士業界の状況についてはほとんど知らず、また、我が弁理士に対する世間一般の認識も、上記の時代とそれ程変わっていないようであった。というのは、技術関連外の分野の知人から、何をやる仕事かよく尋ねられたからである。このような人達は弁理士どころか知財の何たるかも余り理解していなかったと思う（「特許」の言葉だけは広く知られていたが）。しかし、当時の日本企業は欧米（特にアメリカ）からの技術導入に熱心で（勤務先の法律事務所はその仕事に明け暮れていた）、やがて導入した技術を基盤として、新たに自らの技術を開発する方向へ確実に前進している時代だった。弁理士もその支えとなっていたはずである。

ところが、仕事を始めて、国内の弁理士業界の状況を知る機会が増えるにつれ、その保守的な体制というか雰囲気のようなものが気になった（年功序列の長老性とか派閥主義とか）。それらは、従来から我国の企業で（その他官庁でも政治でも）一般的によく見られたパターンであったが、国際化に向けて目覚しく発展してゆく知財権制度を支えるプロフェッショナルとしての弁理士の業界としては、あくまで私見であるが、本来あるべき姿勢に一步遅れているような感じがしたのだ。一方、当時多かった外国商標の無断出願に対する

私の登録異議申立ての率直な論調とか、単独代理の仕事が多く、時間がないため、弁理士会の各種委員会の長と名が付く役割は辞退というような（マイペース型の）私の態度に違和感を抱いた人達もいたようで、いろいろな批判も耳にした。しかし、私にしてみれば、どこの外国企業であろうが、国内の大・中・小・ベンチャー・個人のいずれであろうが、クライアントであれば、代理人として全力投球でがんばったつもりだし、その仕事が最重要課題である以上、仕方がなかったのだ。対特許庁関係にしても、例えば、ある一定の審査基準を根拠の拒絶理由通知のような場合に、その根拠に納得しない外国のクライアントに対しては、我国特有の事情を説明するなど結構時間をとり、それは、特許庁の代弁者のような協力サービスであると担当の審査官に冗談を言ったことがあるが、そのような、いわば、裏方の仕事も少なくなかったのだ。いずれにしても、その頃までには、いろいろと身のシビアな職業摩擦も経験済みで、いまさら、多少の批判は大して気にもならなかったが、それは、私が感じた当業界の雰囲気の一部を示すものではあったようだ。

本件標題の下に、何をクダクダ言っているかと思われるかもしれないが、上記のような業界の体制や状況において、個々の弁理士の代理人としての能力・資質・個性が効果的に生かされてきたか、或いは、将来生かすための配慮がなされてきたかを問いたかったのである。なぜなら、それが、弁理士というサービス業の本質をなすと思うからである。従前から、特許事務所、或いは企業の知財部のような大きな組織の中に弁理士の存在は埋没している傾向が多く（経営者やオーナーは別であるが）、それらの組織の名称の周知度が優先する傾向があった。それが悪いと言うのではないが、私としては、弁理士あつての特許事務所・知財部が本来あるべき「弁理士業」の姿と思うので、その個としての存在がもう少し前面に出て欲しい気がするのである。

今や、一般の企業ですら、雇用関係において個人の能力主義が主流になってきた実力の時代である。これは、個人としての代理人が基盤の弁理士業においては元々当然のことではないだろうか。又、弁理士個人側の立場からしても、自らの専門分野の実力を高め、強化する努力とともに、その自己主張や自主性を確保すべく、より強い姿勢をとるべきではないだろうか。そ

のような人は個人事務所を開設すればよいと言われそうであるが、ビジネスも知財制度も国際的な広がりを展開している今日、個人で対応できる範囲は非常に限定されてしまう。結局、パートナーシップであれ法人であれ、何人かの専門別の弁理士グループによる職務形態が基本になるべき時代と考える。実際、弁理士の増員にともない、そのような事務所が少なからず開設されているようである。とに角、事務所のサイズの大小を問わず、それらを構成する弁理士がそれぞれの専門を生かし、更に強化するような体制の確立と、同時にその実力と成果に見合った条件で仕事ができる業務方針は、個々の弁理士のモラル高揚に繋がり、それが、業界全体の活性化にも大きく影響すると考える。

知財の重要性が強調され、その保護体制の強化の一環として、弁理士の数の増員や業務範囲の拡大がなされた今、この勢いに上述のような体制の改革が重なれば、弁理士業界の活性化は画期的なものになるであろう。その活力は対顧客の関係にのみ限定されるものではなく、それを越えた範囲に波及効果を生じ、認知度を広めるはずである。即ち、ブランドとしての周知性の確立である。

「言うは安く行うは難し」と言われるかもしれないが、現在でも、個々の専門分野で実力を有しながら、組織の一員に甘んじている隠れた人材は少なくないはずである。専門分野といっても、例えば、経営・営業手腕と実務能力は必ずしも一致しないことがあるし、更に法律面の能力には、又、別の面がある。公平な実力評価により、実力者がそれぞれの面でのリーダーシップを発揮するチーム体制が望ましいと思う。今ある人材の活用でも、そのような改革はある程度可能なことと思われるので、これからの特許事務所の有り方として考慮を願いたいものである。

いずれにしても、ブランドの基盤となるサービス内容の充実（品質保障）には有能な人材が不可欠であるが、これからの問題として、現在の弁理士試験制度は、そのような可能性のある人材を見つけ出す役目を充分に果たしているのだろうか。私はその内容は知らないが、一考を要すべき事と考える。

又、資格取得後も、将来性のある有能な人材に対しては、対外研修や派遣、留学等の機会を与え、奨学金や有給休暇の配慮までなされることになれば、言うことなしである。その人達が十分な実力を蓄えて、今は

活動の舞台も広がった実践の場で、その力を存分に発揮してよい成果を得れば、それはその人達自身の名誉や喜びであるのみならず、組織全体の強力な牽引力になり、ひいては弁理士業界全体にもよい影響を及ぼすことになる。私自身がそういう時代に間に合わなかったのが、後続の弁理士諸氏への期待が一層膨らむのかもしれないが、それは実力の問題であり、夢のような話ではないと信じている。

以上、自己流の論理を展開しましたが、とにかく、皆様のご健闘をお祈りします。

なお、私は、現在の少子高齢化による人材不足や女性の職業差別等の社会問題を背景に、有能な女性が国

策として重要な意味を持つ知財分野に関心を抱き、弁理士として、あるいは実務補助者として当業界に集まって欲しいとの願いから、ささやかなボランティア活動に従事している。実際、知財関連の色々なセミナーを受講している、又は、しようとしている女性は少なくないようである。このような人達にとって、知財、特に弁理士業界が、時代に先駆けて、より開かれたそして働き甲斐のある職場を提供できるようにと願っている。それは、職を求める女性のためのみならず、弁理士業界の活性化、ひいてはその広報の展開にも少なからぬ影響を与えるであろう。

(原稿受領 2004. 4. 8)